

議案第四号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十二月二十九日から同月三十一日まで」を「十二月三十一日」に改める。  
別表金額の欄中「一万七千二百三十二円」を「一万九千八百十六円」に、「二万五千八百五十二円」を「二万九千七百二十九円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、

なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の額を改定するほか、開園日を拡大するため、本案を提出いたします。